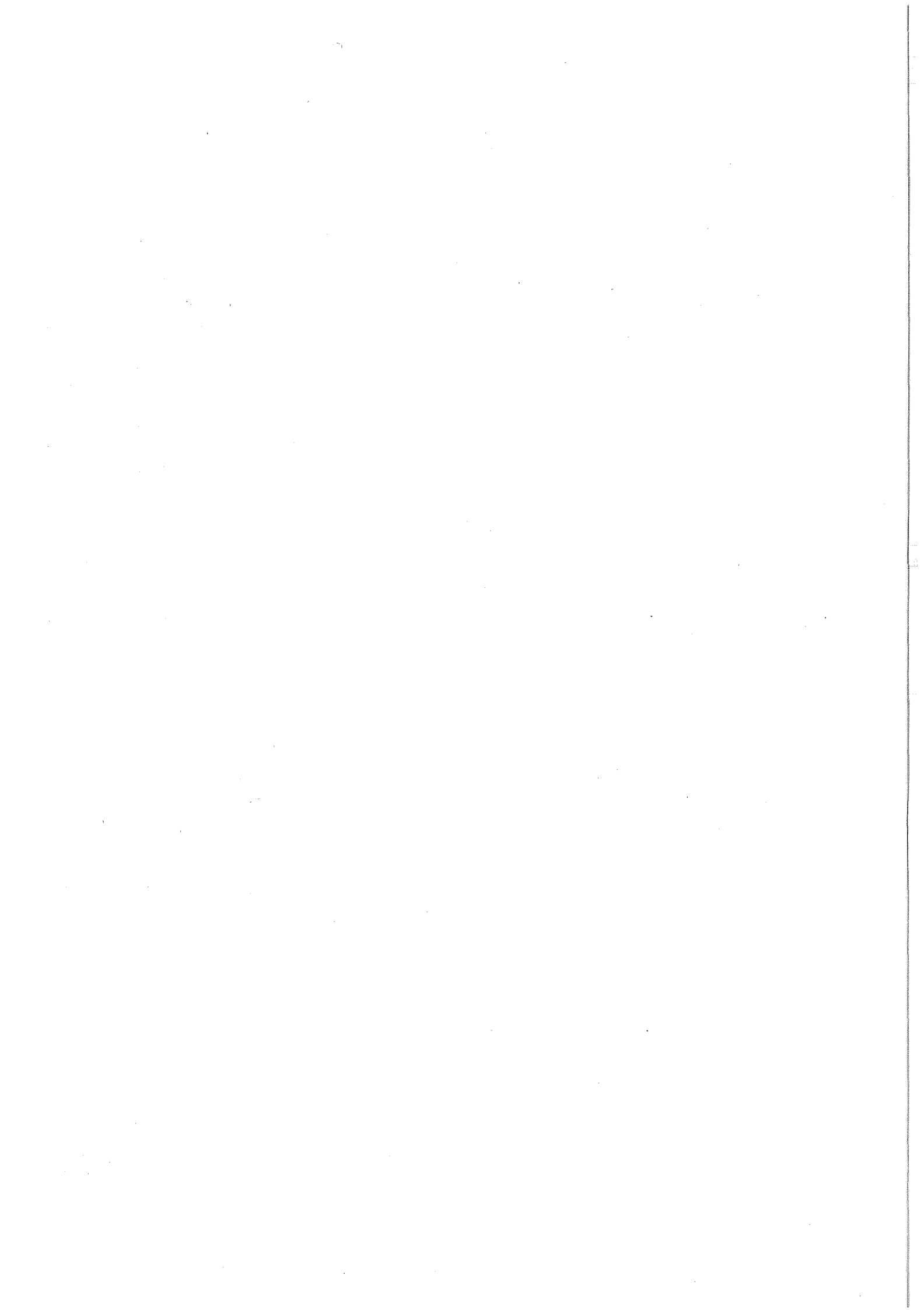


成年後見申立ての手引

第4版（平成25年8月）



目次

手続のすすみかた

《 制度の解説編 》 <small>せいねんこうけんせいど</small> 成年後見制度のなかみ	1
成年後見制度とは	3
後見 <small>こうけん</small> とは	4
保佐 <small>ほさ</small> とは	4
補助 <small>ほじょ</small> とは	5
任意後見 <small>にんいこうけん</small> 制度とは	5
《 申立準備編 》 <small>もうした</small> 申立ての準備をしましょう	6
申立てをする裁判所	6
申立てをできる人	6
手続費用・提出する書類	6
登記されていないことの証明書について	9
保佐の手続をお考えのとき	10
補助の手続をお考えのとき	12
《 申立て～開始・選任編 》 申立ての準備ができたなら	14
面接の予約	14
申立書類の提出	14
申立人・後見人候補者の面接・調査	14
本人の調査	14
親族への意向照会	15
精神鑑定 <small>せいしんかんてい</small>	15
後見人の選任	15
《 後見人の仕事～終了編 》 後見人になったら	16
後見人の主な仕事	16
後見人の辞任	17
後見が終わるとき	17
《 成年後見制度を利用するにあたっての注意点（まとめ） 》	18
《 記載例・資料編 》	19

◎ この手引では、家庭裁判所を単に「裁判所」、成年後見人を単に「後見人」と記載してあります。また、後見を受ける本人のことを「被後見人ひこうけんじん」ということがあります。

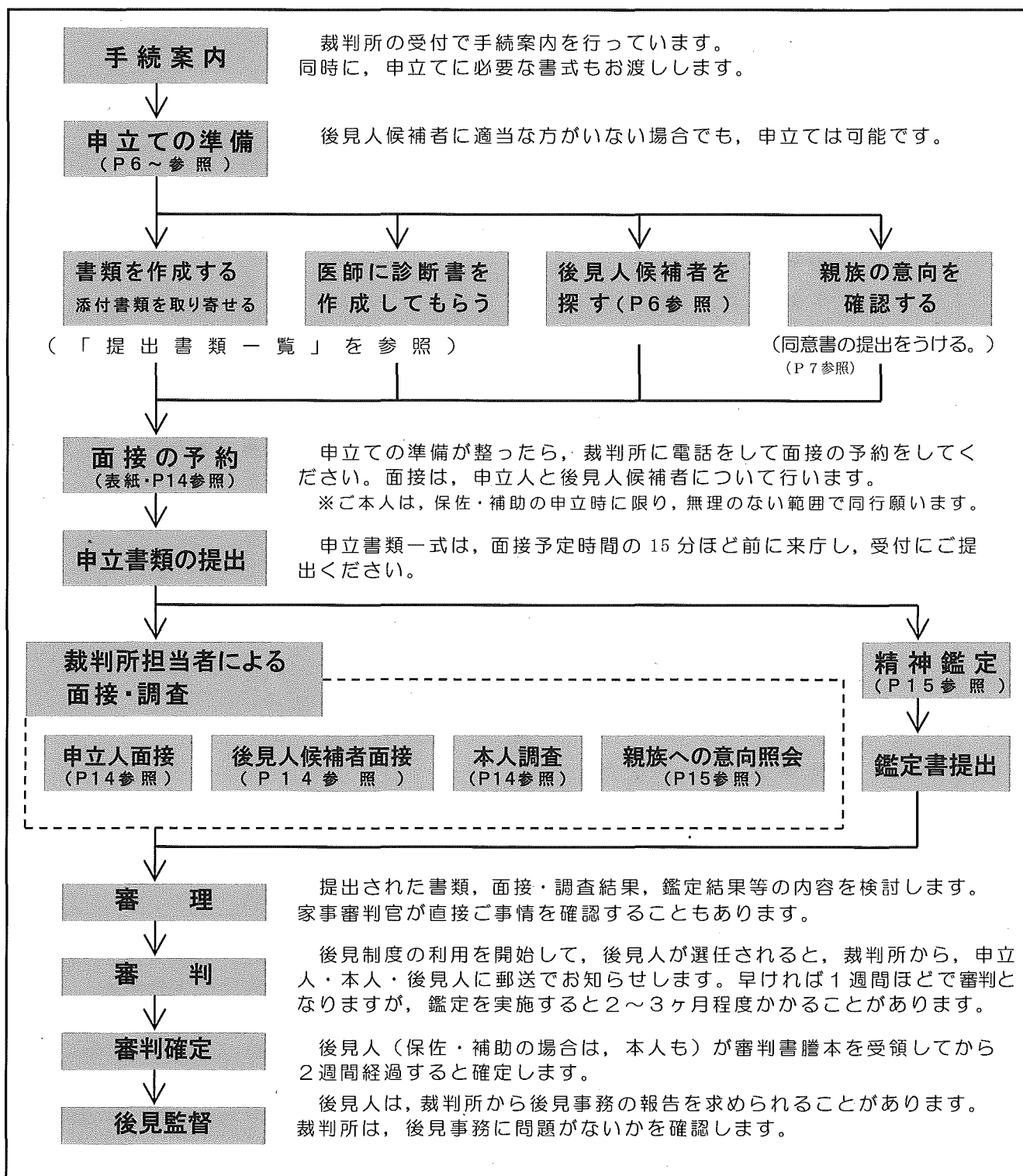
◎ 「後見」，「保佐」，「補助」のうち，「後見」を利用される方が多いため，この手引では，説明の際，便宜上，上記3類型をまとめて「後見」と記載している箇所が多くあります。特にことわりがないかぎり，保佐，補助の場合は，「後見人」を「保佐人」，「補助人」に，「被後見人」を「被保佐人」，「被補助人」に，「後見監督」を「保佐監督」，「補助監督」と読みかえてください。

手続のすすみかた



特に断りのない限り後見、保佐、補助の区分での違いはありませんので、「後見」または「後見人」と記載します。保佐、補助の方は読みかえてください。

※ 一般的な進み方を示すもので、内容によっては異なる進行になる場合があります。



《制度の解説編》 成年後見制度のなかみ

この手引は、^{てびき}後見開始、^{こうけんかいし}保佐開始、^{ほさかいし}補助開始、^{ほじょかいし}任意後見監督人選任の申立てを考えている方を対象に、各制度の内容、必要な書類、手続の流れ、^{こうけんじん}後見人の役割などについて説明したものです。

まずはじめに、成年後見制度のイメージをつかんでいただくため、成年後見制度が利用されるケースをいくつかご紹介します。

A子さんのケース

A子さんは46歳、重い知的しょうがいがあります。ふだんは知的しょうがい者の施設で生活しています。しょうがい者年金の受給、施設利用費の支払、施設での行事への参加などは、すべて両親が行っています。A子さんには兄弟がいません。父母はもうすぐ80歳となり、病気がちであるため、将来のA子さんのことがとても心配でした。そこで、父母は成年後見制度を利用することにし、後見開始の申立てをしました。申立書の後見人候補者欄には「裁判所に適当な第三者を選んでほしい。」と記載しました。



その後、必要な調査を経て、A子さんについて後見が開始されました。後見人には^{しゃかいふくし}社会福祉士が選ばれました。（後見人には、親族以外にも、事案に応じて、^{べんごし}弁護士、^{しほうしよし}司法書士、社会福祉士などのいろいろな専門家が選ばれることがあります。）

その後、後見人となった社会福祉士は、両親と連絡をとりあい、A子さんの状況をよく理解し、A子さんが入所中の施設とも定期的に連絡をとりながら、後見人の仕事をおこなうようになりました。

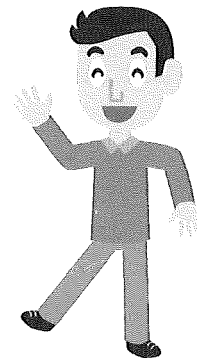
B男さんのケース

B男さんは、軽い知的しょうがいがあります。B男さんは普通の生活はなんとか普通にできるのですが、正常な判断ができずに友達にいわれるがままに借金の保証人にさせられてしまいました。

B男さんが持って帰ってきた借用証書を見て両親はびっくりしましたが、どうすることもできず、困ってしまった両親から相談を受けたB男さんの弟が、保佐開始の申立てを行いました。

しばらくして、必要な調査を行った後、裁判所から、B男さんについて保佐を開始する、保佐人には弟を選任するという通知がとどきました。

その後は、B男さんが借金の保証人になったり、勝手に高額な物を買ってしまった場合にも、弟が取り消すことができるようになりました。



C子さんのケース

高齢のC子さんは一人暮らしをしています。以前から、物わすれなど^{にんちしょう}認知症がうたがわれる症状が少しずつあらわれていました。

長男は、実家に帰った際、そのようなC子さんの症状に気づき、C子さんが最近話題になっているリフォーム詐欺等の被害に遭わないかと心配になりました。

そこで、裁判所へ行って、成年後見制度の説明を受けることにしました。そして、裁判所で説明を受けた結果、長男は^{ほじょがいし}補助開始の申立てをすることにしました。

その後、必要な調査を経て、裁判所から、C子さんについて補助が開始し、補助人に長男を選任するという通知がとどきました。

しばらくして、長男がC子さんの家を訪れた際、C子さんあてに高価なふとんセットが送られてきました。C子さんによれば、先日、友人に誘われた集まりで、購入したとのことでした。長男がいそいで売主に連絡をとり、C子さんは補助が開始され、補助人には長男が選任されていることを説明しました。そして、最終的には、ふとんセットの購入契約を取り消してもらうことができました。



成年後見制度とは

成年後見制度とは、ある人（以下「本人」といいます。）の判断能力が不十分な場合（にんちしやう認知症高齢者、知的しょうがい者、精神しょうがい者など）に、本人を法的に守り、支えるための制度です。

例えば、本人に、預金の解約、福祉サービスの契約を結んだり、いさんぶんかつきやうぎ遺産分割協議、不動産の売買等をする必要があっても、本人に判断能力がなくなれば、そのような行為はできませんし、判断能力が不十分な場合に、これを本人だけで行くと、本人にとって不利益な結果をまねくおそれがあります。そのため、本人の判断能力をおぎなうために援助する人が必要になってきます。

そこで、精神上的のしょうがいなどによって判断能力が十分ではない方のために、家庭裁判所が援助者を選び、この援助者が本人のために活動するしくみが成年後見制度です。

成年後見制度は、本人の判断能力によって、下のように区分されます。

こうけん 後見

判断能力が
ほとんどない場合

後見人は包括的な
代理権と取消権
を有する。

ほさ 保佐

判断能力が
特に不十分な場合

保佐人は、法律で決められた重要な行為について同意権（取消権）を有する。裁判所が認めた場合は一定の代理権が認められることもある。

ほしよ 補助

判断能力が
不十分な場合

補助開始は本人の同意がなければできない。代理権・同意権についても本人の同意が必要。

後見については、戸籍には記載されませんが、その代わりに、東京法務局に後見登記という登録が行われます。そこには、本人の住所氏名や後見人の氏名等が登録されます。そして、必要があれば、後見人に登録されていることの証明書（登記事項証明書）を発行してもらうことができます（有料）。

また、後見、保佐が開始されますと医師、税理士等の資格や会社役員、公務員などの地位を失うこととなります。

後見とは

後見とは、ひとりで日常生活をすることができないなど、判断能力が全くない方を保護するための制度であり、後見開始の審判とともに、本人（「被後見人^{ひこうけんじん}」）といひます。）を援助する人として後見人^{こうけんじん}が選任されます。

後見人は、幅広く本人を代理したり、契約を取り消す権限を持てることから、本人に代わって、色々な契約を結んだり、財産全体をしっかりと管理して、本人が日常生活に困らないよう十分に配慮していかなければなりません。

申立てのきっかけとなったこと（保険金^{ほけんきん}を受け取るなど）だけをすればよいというわけではなく、後見人は、本人のために活動する義務を広く負うこととなります。これは通常の場合、本人が亡くなるまで続きます。

裁判所の求めがあれば、財産や生活の状況について報告しなければなりません。



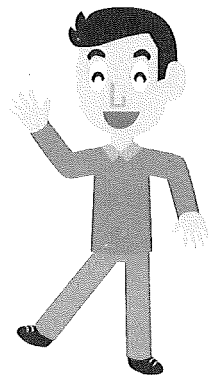
保佐とは

保佐とは、判断能力が全くないわけではないものの、特に不十分な方を保護するための制度であり、保佐開始の審判とともに、本人（「被保佐人^{ひほさにん}」）といひます。）を援助する人として保佐人^{ほさにん}が選任されます。

保佐人には、本人が行う一定の重要な行為（金銭の貸し借り、不動産や自動車などの売買、自宅の増改築など）について、本人の利益を害するものでないか注意しながら、本人がしようとすることに同意したり、本人がすでにしてしまったことを取り消したりすることを通して、本人を援助していきます。

また、特に認められた場合には、本人に代わって契約を結ぶことができます。そのためには、契約を結ぶための代理権が必要となり、保佐開始の申立ての他に、別途申立てが必要になります。

裁判所の求めがあれば、財産や生活の状況について報告しなければなりません。



補助とは

補助とは、軽い精神しょうがいなどによって、判断能力が不十分な方を保護するための制度であり、補助開始の審判とともに、本人（「被補助人^{ひほじょにん}」といいます。）を援助する人として補助人^{ほじょにん}が選任されます。

補助人は、本人が望むことについて、保佐人と同様の活動（同意、取消、代理）をすることを通して、本人を援助していきます。

補助開始の場合は、その申立てと一緒に、必ず同意権や代理権の範囲を決める申立てをしなければなりません。

また、裁判所の求めがあれば、財産や生活の状況について報告しなければなりません。



任意後見制度 とは

任意後見制度とは、本人が将来をみすえて公正証書^{こうせいしょうしょ}（公証人が作成する）で結んでおいた任意後見契約に従って、本人の判断能力が不十分になったときに、任意後見人が本人を援助する制度です。

裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じます。任意後見制度の詳細い内容や手続方法などについては、お近くの公証役場^{こうしょうやくば}でご確認ください。

《申立準備編》 申立ての準備をしましょう

申立てをする裁判所

申立ては、本人の住所地（住民登録をしている場所）もしくは^{きよじゅうち}居住地（実際に暮らしている場所）を^{かんかつ}管轄する家庭裁判所にしてください。

- ※ 資料編「申立てをする裁判所」で管轄裁判所を確認してください。
- ※ 管轄のない裁判所に申立てをすると、管轄裁判所に移送されることがあります。

申立てをできる人

申立てをできる人は、本人、^{はいぐうしや}配偶者、^{しんどう}四親等内の親族、後見人等、任意後見人、後見監督人等、^{けんさつかん}市町村長、検察官です。

四親等内の親族とは、主に次の人たちになります。

- (1) 親，祖父母，子，孫，ひ孫
- (2) 兄弟姉妹，甥，姪
- (3) おじ，おば，いとこ
- (4) 配偶者の親・子・兄弟姉妹



法律に詳しくないために自分ひとりで申立てや手続を進めていくことに不安を感じる方は、弁護士や司法書士に相談することをお勧めします。

手続費用・提出する書類

手続費用や提出する書類については、「提出書類一覧」のとおりです。

主な提出書類についての注意点は、以下のとおりです。また、主な書式については末尾の《記載例・資料編》に記載例を用意していますので、あわせて参考にしてください。

◎ 申立書・申立書付票

申立ての内容・実情を記載するものです。後見人の候補者としてふさわしい方がいれば、あわせて記載します。後見，保佐，補助の各類型ごとに記載例を用意しましたので、参考にしてください。

なお、申立書付票につきましては、本人申立の場合に限り、「申立書付票（※本人申立用）」をご利用ください。

※ 本人の状態が、後見，保佐，補助のどれにあたるのか？

申立ての段階では、成年後見申立用の診断書を参考にして、該当する種類の申立てをしてください。裁判所が指定する診断書では、医師の意見欄が4段階に分かれており、上から順に、後見，保佐，補助，非該当に相当します。

手続の中で医師による精神鑑定が行われ（P15 参照），診断書と異なる結果が

出た場合でも、申立てをしない必要はなく、求める類型を変更する（例えば保佐→後見）ことができます。

※ 後見人候補者

特別な資格は必要ありません。本人の生活状況などをよくご存じの親族が、申立人で、かつ候補者となっているケースが多く見られます。

裁判所は、本人の生活や健康状態・財産状況、後見人候補者の生活状況等も含む適格性、本人や親族の意向などを総合的に検討して、後見人を決めます。それについては、不服申立てをすることはできません。そのため、後見人候補者がいても、本人に高額の財産があったり、親族間で療養看護や財産管理の方針に大きな食い違いがあるような場合には、弁護士、司法書士又は社会福祉士等といった第三者の専門家を後見人に選んだり、後見人の職務状況を監督する後見監督人を第三者の専門家から選ぶことがあります。その報酬は、裁判所が公正な立場から金額を決定したうえで、本人の財産の中から支払うことになります。

第三者の後見人により、本人の財産が安全かつ適正に管理され、また、親族間の紛争などが未然に防止された事例はたくさんあります。第三者の後見人に対する報酬はそのために必要な費用であることをぜひご理解ください。

※ 後見人に関する注意事項

本人の財産は、本人の身上監護のために使わなければならない、したがって、原則として、本人の財産を以下の目的には使用できません。

- (1) 株式等への投資など投機的な資金の運用をすること
- (2) たとえ事業のためでも、本人の財産を担保にして借金すること
- (3) 第三者への贈与や貸付
- (4) 親族への贈与や貸付（相続税対策を目的とする贈与も同様。）
- (5) その他、本人の不利益になること

◎ 親族関係図

本人を中心とした、主な親族関係を理解するための資料となります。（記載例あり）

◎ 親族の同意書

ご親族の方々に、(1)成年後見制度を利用すること と (2)後見人候補者 について賛成であること（保佐・補助の場合は(3)代理権付与の範囲等）を同意書で明らかにしていただきますと、手続が比較的すみやかに進行します。同意書でご意向を確認していただく親族の範囲は、本人の①配偶者、②子ども全員、③子どもがない場合は両親、④両親もない場合は兄弟姉妹 です。（記載例あり）

同意書の提出が難しい事情があれば、無理にご用意いただく必要はありません。

◎ 後見人等候補者身上書

後見人候補者が適格かどうかを検討する際の重要な資料となります。

◎ 本人の財産目録，収支予定表

本人の生活の見通しを立てるための大事な資料となります。収支予定表は，本人の財産を維持・管理しつつ，本人の健やかな生活に配慮した予算を計画するものとなりますので，後見人候補者がある場合は，事前によく相談・検討して作成してください。

(記載例あり)

◎ 診断書および診断書付票

本人に判断能力の状態を把握するために，最も重要な資料です。裁判所指定の書式を利用してください。

なお，診断書によっても後見などの種類の区別がつきにくい場合は，さらに厳格な精神鑑定を行うことがあります。精神鑑定が必要な場合は，面接時にお知らせします。

(精神鑑定については 15ページ)

◎ 登記されていないことの証明書…次ページ参照 (記載例あり)

とうき 登記されていないことの証明書について

後見、保佐、補助が開始されると、法務局に登記とうきされます。ここにいう証明書は、申し立て時点では後見などの登記がされていないことを証明するものです。

この証明書は千葉県内では千葉市にある千葉地方法務局の窓口でしか交付を受けられません（法務局の支局・出張所では交付を受けられません）。

郵送での申請も出来ます。郵送で申請をする場合は、東京法務局のみの取扱いになります。郵送申請の送付先などは「登記されていないことの証明書」の交付申請に当たっての留意事項をご覧ください。

◎ 窓口交付及び郵送申請が可能

東京法務局 民事行政部後見登録課

東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎

（交通：地下鉄九段下駅 6番出口 徒歩5分）

TEL： 03-5213-1234（代表）

03-5213-1360（ダイヤルイン）

http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/static/i_no_02.html

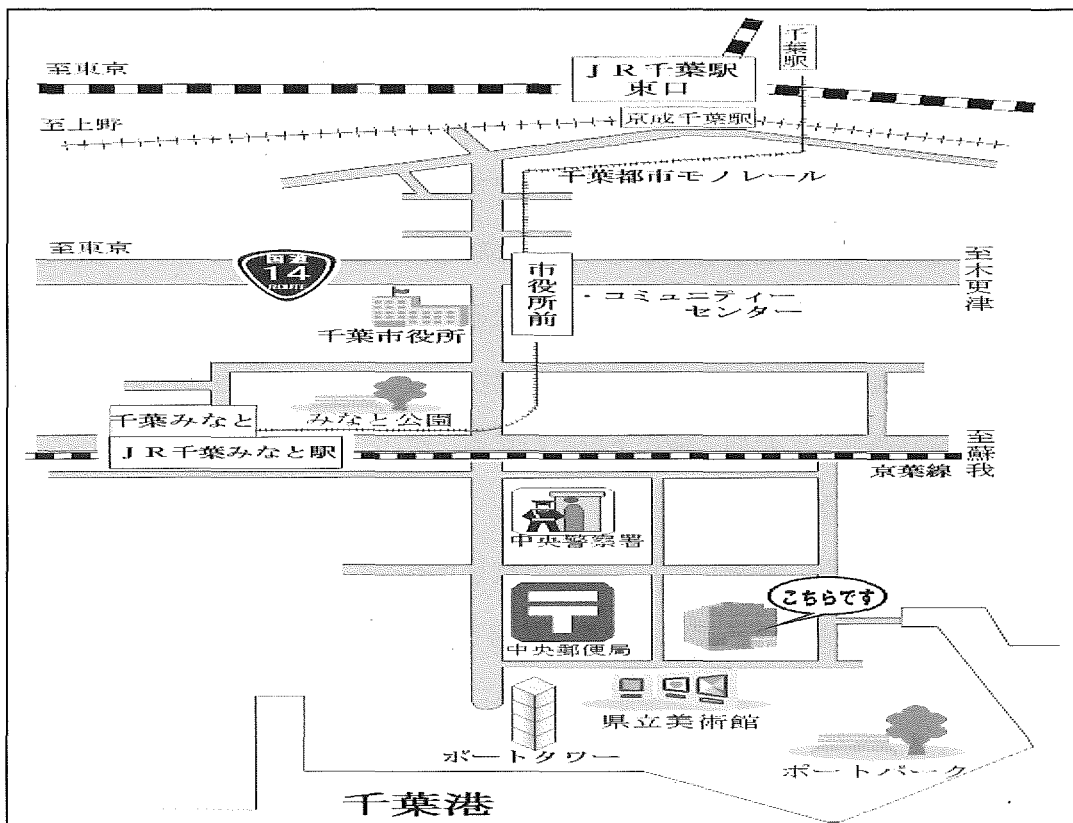
◎ 窓口交付のみ

千葉地方法務局

千葉市中央区中央港1丁目11番3号

（交通：JR京葉線・モノレール千葉みなと駅 徒歩10分）

TEL： 043-302-1316



保佐の手続をお考えのとき

申立書には、申立ての趣旨に

- 本人のために別紙代理行為目録記載の行為について保佐人に代理権を付与するとの審判を求める。
- 本人は、民法第13条1項に規定されている行為の他に、下記の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）をするにも、その保佐人の同意を得なければならないとの審判を求める。

という部分があります。前者は代理権、後者は同意権のことを指します。これらについて説明します。

同意権

同意権とは、本人が重要な取引や契約等を行う際に、保佐人が本人の利益を検討したうえで同意する権限です。

そして、本人が保佐人の同意を得ないでこれらの行為を行った場合、保佐人はその行為を取り消して無効にする権限を持っています。

保佐人には、民法で以下の行為にはすでに同意権が与えられていますので、上記の2番目の申立て趣旨は、それ以外にさらに同意権が必要な場合に記載します。

民法で規定されている同意権は次のとおりです。

- (1) 土地、建物、お金を貸したり、貸したものを返してもらったりすること。
- (2) お金を借りたり、他人の保証人になること。
- (3) 不動産や高価な財産を売り買いしたり、貸したり、担保をつけるなどすること。
- (4) 訴訟を起こしたり、取り下げたりすること。
- (5) 贈与や和解等をする事。
- (6) 相続を承認、放棄したり、遺産分割をすること。
- (7) 贈与や遺贈（遺言により財産を贈与すること）を断ったり、何かを負担することを条件とした贈与や遺贈を受けることを承認すること。
- (8) 新築、改築、増築、大修繕の契約をすること。

(9) 宅地を5年以上、建物を3年以上、動産を半年以上に渡って貸す契約をすること。

ただし、本人が、通常の人と同じであるように相手をだまして契約をした場合などは、取り消すことはできません。

代 理 権

代理権とは、本人に代わって、保佐人が取引や契約を行う権限です。

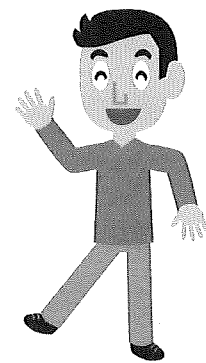
保佐人には後見人がもつような広い代理権はありません。しかし、本人の利益を的確に保護するために、本人の意思を尊重したうえで、特定の必要なものに限って、保佐人も代理権を持てるようになっています。

なお、代理権は、本人があらかじめ同意したものに限られ、本人の意向は裁判所職員が本人と面接して伺います。代理権の必要性についても裁判所が調査します。

また、代理権は、本人の病状が進行した場合等に、後から付け加える申立てをすることもできます。

先に出てきたB男さんのケースの場合

本人のお金の管理が心配なので、「預貯金に関する金融機関等との一切の取引」について代理権をつけました。保佐人になったB男さんの弟は、本人の預貯金を管理して、銀行からB男さんのお金を引き出して、必要な金額だけ本人に渡すことにしました。



代理権等に関する 本人の同意

保佐人に代理権等を付与するには、本人の同意が必要です。保佐人の候補者についての意向と合わせて、書式中の同意書（保佐）をご用意いただくと、手続を進めやすくなります。

補助の手續をお考えのとき

申立書には、申立ての趣旨に

- 本人のために別紙代理行為目録記載の行為について補助人に代理権を付与するとの審判を求める。
- 本人が別紙同意行為目録記載の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）をするには、その補助人の同意を得なければならないとの審判を求める。

という部分があります。前者は代理権、後者は同意権のことを指します。これらについて説明します。

同 意 権

同意権とは、本人が重要な取引や契約等を行う際に、補助人が本人の利益を検討したうえで同意する権限です。

そして、本人が補助人の同意を得ないでこれらの行為を行った場合、補助人はその行為を取り消して無効にする権限を持っています。

補助人は、民法13条1項各号の行為のうち、裁判所が審判で定めた行為についてのみ同意権が与えられますので、必要と考える内容を同意行為目録に記載してください。

ただし、本人が、通常の人と同じであるように相手をだまして契約をした場合などは、取り消すことはできません。

代 理 権

代理権とは、本人に代わって、補助人が取引や契約を行う権限です。

補助人には後見人がもつような広い代理権はありません。しかし、本人の利益を的確に保護するために、本人の意思を尊重したうえで、特定の必要なものに限って、補助人も代理権を持てるようになっています。

なお、代理権は、本人があらかじめ同意したものに限られ、本人の意向は裁判所職員が本人と面接して伺います。代理権の必要性についても裁判所が調査します。

また、代理権は、本人の病状が進行した場合等に、後から付け加える申立てをすることもできます。

**代理権等に関する
本人の同意**

補助人に代理権等を付与するには、本人の同意が必要です。補助開始及び補助人の候補者についての意向と合わせて、書式中の同意書（補助）をご用意いただくと、手続を進めやすくなります。

《申立て～開始・選任編》



申立ての受理に際し、予約が必要な裁判所がありますので、申立て先の裁判所に事前にお問い合わせください。

以下は、予約が必要な裁判所の一例です。

面接の予約

申立書など必要書類一式が整ったら、裁判所に電話をして、面接の予約をしてください。

申立人と後見人候補者からお話しをうかがいます。所要時間は2時間程度です。

申立書類の提出

面接の予約が済みましたら、面接予定日・時刻の15分ほど前に来庁し、家事受付に申立書等一式を提出してください。

申立人・後見人 候補者の面接・調査

ご予約された日時に、裁判所の担当者が、申立人、後見人候補者にお会いして、詳しいご事情などをお伺いします。印鑑と、免許証等の本人であることを確認できる資料をお持ちください。

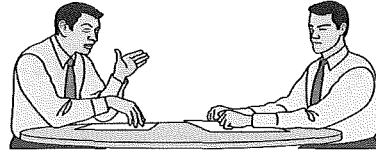
面接では、申立書等に示された本人の生活状況や財産状況、後見人候補者の生活状況のほかに、本人の今後の生活を健康面・財産面からどのようにお考えなのかをうかがいます。あわせて、後見人の役割、注意点や、個別に裁判所の許可が必要な行為などについてもご説明します。

なお、面接の結果や本人の生活・財産状況等を総合的に検討した結果、後見人候補者ではなく、弁護士・司法書士・社会福祉士等の第三者を選任することもあります(P7参照)。そのほか、精神鑑定が必要であればそのご説明、資料等の追加提出のお願いなどを行います。

本人の調査

成年後見制度では、本人の意思をできるかぎり尊重することが求められています。

具体的には、保佐人または補助人に代理権を付ける場合は、本人の同意が必要とされていることなどがあげられます。



本人調査の際は、原則として本人に裁判所にお越しいただくこととなります。

しかし、入院等により外出が困難な場合は、裁判所から担当者が入院先等に直接うかがうこともあります。

親族への意向照会

申立時に親族の同意書をご用意いただきますが、これにご協力いただけなかった場合などには、裁判所から本人の親族に対して、書面等により、申立ての概要や後見人候補者を伝え、これらに関する意向の確認をする場合があります。

精神鑑定

鑑定とは、本人に判断能力がどの程度あるかを医学的に判定するための手続です。申立時に提出された診断書よりも厳格な資料が必要な場合についてのみ、裁判所が医師に鑑定依頼するかたちで行われます。裁判所は、多くの場合、本人の実情をよく把握している主治医に鑑定を依頼します。そのため、申立て前（診断書を作成してもらう機会等）に、主治医に対して、鑑定を引き受けてもらえるか、また、費用の見込み額などにつき診断書付票に記載していただくと、手続が早く進むこととなります。費用は、通常5～10万円前後です。

後見人の選任

申立書付票、後見人候補者等身上書、鑑定結果、調査結果等の内容を検討し、裁判所が適当だと考える後見人を選びます。

《後見人の仕事～終了編》

後見人になったら

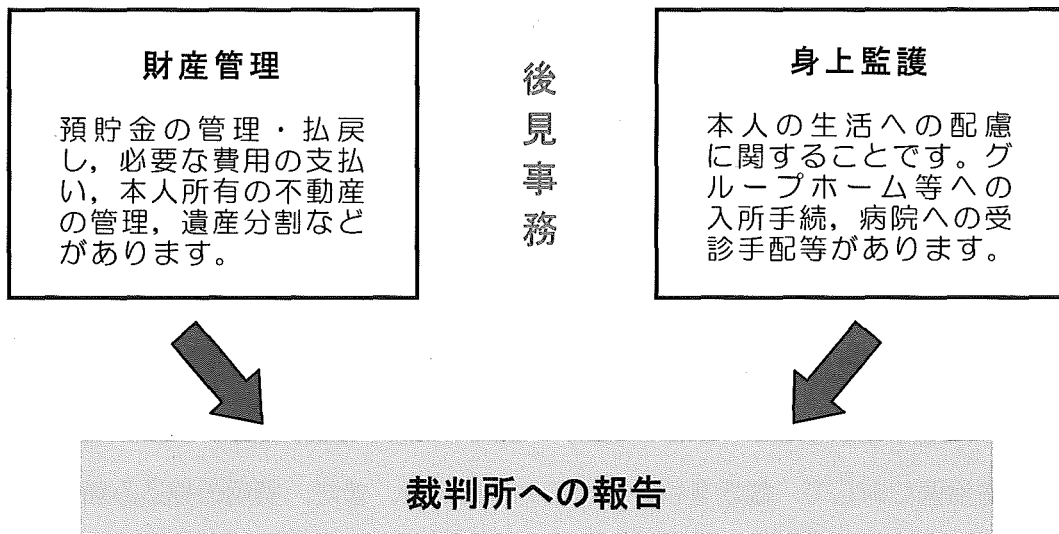
後見人の主な職務

後見人は、本人の意思を尊重し、健康状態や生活状況に配慮しながら、本人にとって必要なことを代わりに行き、財産を正しく管理していかなければなりません。

そして、それらの内容がわかるように記録しておくとともに、裁判所の求めに応じて報告しなければなりません。裁判所は、後見事務に問題がないかを確認します（後見監督）。

保佐人・補助人についても、代理権等与えられた権限の内容にもよりますが、基本的な考え方は同じです。

後見人の役割などについては、面接の際にあらためてご説明します。



※ 後見人の報酬

後見人は、報酬付与の審判を申し立てて認められれば、審判で決められた額の報酬を受け取ることができます。審判では、後見人が行った仕事の内容、本人の資力、その他の事情が考慮されます。報酬付与の審判は親族が後見人である場合にも、申し立てることができます。

後見人の辞任

病気などやむを得ない事情がある場合には、裁判所の許可を得て、後見人を辞任することができます（成年後見人辞任許可の申立てを行う必要があります。）

辞任が許可され、新たな後見人が選任された場合には、新たな後見人に引継ぎを行うこととなります。

後見が 終わるとき

後見事務は、本人が死亡したり、病気が回復して判断能力を取り戻るまで続きます。保険金の受領や遺産分割などの、当初の目的が達成されれば終わるものではありません。

《成年後見制度を利用するにあたっての注意点(まとめ)》

- 1 管轄に関する注意事項 (P6 及び資料編「申立てをする裁判所」参照)
本人の住所によって、担当する裁判所が決まっています(管轄)。
管轄のない裁判所に申立てると、管轄裁判所に移送される場合があります。

 - 2 本人に関する注意事項 (P3 参照)
後見や保佐が開始された本人は、医師、税理士等の資格や会社役員、公務員などの地位を失います。
補助を開始する場合は、特に資格などの制限を受けません。

 - 3 申立ての取下げの制限
いったん申し立てた後見等開始事件は、裁判所の許可がなければ取り下げることはできません。後見人等の選任に関する不満を理由とした取下げは、本人の利益に配慮して許可されない可能性が高いです。

 - 4 後見人に関する注意事項
 - (1) 本人の財産を以下の目的には使用できません。 (P7 参照)
 - ① 株式等への投資など投機的な資金の運用をすること
 - ② たとえ事業のためでも、本人の財産を担保にして借金すること
 - ③ 第三者への贈与や貸付
 - ④ 親族への贈与や貸付(相続税対策を目的とする贈与も同様。)
 - ⑤ その他、本人の不利益になること
 - (2) 後見人候補者ではなく、必要に応じて第三者を選任することがあります。
その場合、裁判所が決めた報酬額を本人の財産の中から支払うこととなります。(P7, 11 参照)
面接の結果や本人の生活・財産状況等を総合的に検討した結果、後見人候補者ではなく、弁護士・司法書士・社会福祉士等の第三者を選任することもあります。
- ※1 後見人の任期は、本人が病気などから回復し判断能力を取り戻したり、亡くなるまで続きます。保険金の受領や遺産分割など当初の目的が達成されれば終わるというものではありません。
- ※2 後見人が本人の財産に損害を与えれば、賠償する責任を負うことになります。また、悪質な場合には業務上横領などの刑事責任を問われることもあります。

千葉家庭裁判所による「成年後見申立の手引き」は、前ページまでです。

千葉県松戸市の高島司法書士事務所による後見開始申立の解説ページは
下記リンク先でご覧になれます。

<http://www.office-takashima.com/gyoumu/kouken-kaishi.htm>

高島司法書士事務所

千葉県松戸市松戸 1176-2 KAMEI BLD.306

TEL. 047-703-3201 FAX. 047-703-3202

<http://www.office-takashima.com/>